

令和2年 第13回栗原市農業委員会総会議事録

令和2年12月24日 午後1時30分、下記の件の議定のため、令和2年第13回栗原市農業委員会総会を、栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 5 報告第 2号 使用貸借権の解約通知について
- 日程第 6 報告第 3号 農地法第5条の規定による許可指令書の返納届について
- 日程第 7 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可取消願について
- 日程第 8 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 9 議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第11 議案第 5号 農用地利用集積計画について
- 日程第12 議案第 6号 非農地証明願について
- 日程第13 議案第 7号 農業振興地域整備計画の変更について

1 出席委員 (23名)

- | | |
|--------------------|-----------------|
| 1番 佐々木 栄 夫 委員、 | 2番 佐藤 勝 委員 |
| 4番 佐々木 弘 委員、 | 5番 遊佐 一成 委員、 |
| 6番 菅原 勝宏 委員、 | 7番 岩淵 敬一 委員、 |
| 8番 米山 嘉彦 委員、 | 9番 阿部 一信 委員、 |
| 10番 曾根 金雄 委員、 | 11番 三浦 正勝 委員、 |
| 12番 鈴木 和子 委員、 | 13番 芳賀 博秋 委員、 |
| 14番 尾形 陽一郎 委員、 | 15番 高橋 寛 委員、 |
| 16番 狩野 善典 委員、 | 17番 佐々木 耕太郎 委員、 |
| 18番 高橋 榮一 委員、 | 19番 岩渕 弘 委員、 |
| 20番 三浦 栄 委員、 | 21番 大沢 純香 委員、 |
| 22番 大場 裕之 委員、 | |
| 23番 吉田 優俊 会長職務代理者、 | |
| 24番 鈴木 康則 会長 | |

2 欠席委員 (1名)

3番 熊谷 ゆり 委員

3 議事に参与した者

事務局長		二階堂	賢
事務局長補佐		小山	雅規
農地農政係 主査		高橋	潤
農地農政係 主査		白鳥	峻
農地農政係 主事		千葉	和哉
農地農政係 主事		菅原	佑太

(午後1時30分 開会)

議長

ご起立願います。

「ご苦勞様です。」ご着席願います。

先日は連携会議ご苦勞様でした。また、名取での新任委員研修会は、雪の中、大変お疲れ様でございました。

それでは、只今から、令和2年 第13回栗原市農業委員会総会を開会いたします。

議長

ただいまの出席委員は、23名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

議長

欠席の通告があります。

議席番号 3番 熊谷 ゆり 委員から、所要のため欠席する旨の通告がございます。

議長

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案説明等のため、事務局長ほか関係職員を出席させております。

議長

なお、新型コロナウイルス感染症 予防対策のため、会議場の換気をしております。

また、皆様にはマスク着用をお願いいたします。

会議については、迅速にかつ慎重に進めて参りたいと思いますので、ご協力よろしく
お願いいたします

議長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、農業委員会会議規則第27条の規定により

議席番号9番阿部一信委員、議席番号12番鈴木和子委員の両名を指名いたします。

議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

議長

日程第3、事務報告を行います。

事務局長から報告いたします。

事務局長

議案資料に基づき、令和2年12月1日から令和2年12月28日までに実施及び、実施予定の事務事業等の報告並びに、令和3年1月4日から令和3年1月28日までに予定している事務事業等について説明。

議長

これで、日程第3、事務報告を終わります。

議長

日程第4、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告いたします。

第1区の番号1番から13番までの13案件、第2区の番号14番から31番までの18案件、第3区の番号32番から36番までの5案件、併せて36案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、高清水地区の田 1筆 4, 360㎡、双方合意による農地法第3条による賃貸借権解約の1案件、

番号2番は、高清水地区の田 3筆 2, 291㎡、

番号3番は、高清水地区の田 1筆 1, 530㎡、いずれも、売買のための基盤法による賃貸借権解約の2案件、

番号4番は、高清水地区の田 1筆 2, 450㎡、

番号5番は、一迫地区の田 5筆 5, 463㎡、

番号6番は、一迫地区の田 3筆 2, 821㎡、

番号7番は、一迫地区の田 4筆 9, 718㎡、

番号8番は、一迫地区の田 4筆 7, 078㎡、

番号9番は、一迫地区の田 1筆 6, 144㎡、いずれも、双方合意による基盤法による賃貸借権解約の6案件、

番号10番は、瀬峰地区の田 6筆 6, 688㎡、売買のための農地法第3条による賃貸借権解約の1案件、

番号11番は、瀬峰地区の田 9筆 7, 239㎡及び畑 6筆 4, 292.9㎡、合計 11, 531.9㎡、

番号12番は、瀬峰地区の田 3筆 3, 055㎡、

番号13番は、瀬峰地区の田 10筆 6, 517㎡、いずれも、新たな賃貸借権設定のための基盤法による賃貸借権解約の3案件、

第2区の番号14番は、若柳地区の田 1筆 304㎡、双方合意による農地法第3条による賃貸借権解約の1案件、

番号15番は、若柳地区の田 4筆 4, 568㎡、

番号16番は、若柳地区の田 2筆 1, 357㎡、

番号17番は、若柳地区の田 24筆 18, 470㎡、及び畑 1筆 449㎡、合計 18, 919㎡、いずれも双方合意による基盤法による賃貸借権解約の4案件、

番号18番は、若柳地区の田 1筆 974㎡、売買のための基盤法による賃貸借権解約の1案件、

番号19番は、若柳地区の田 14筆 10, 850㎡、及び、畑 1筆 1, 351.74㎡、合計 12, 201.74㎡、双方合意による農地中間管理事業による配分計画のみの賃貸借権解約の1案件、

番号20番は、若柳地区の田 1筆 980㎡、

番号21番は、金成地区の田 1筆 338㎡、

番号22番は、金成地区の田 2筆 1, 200㎡、

番号23番は、金成地区の田 2筆 297㎡、

番号24番は、金成地区の田 1筆 68㎡、

番号25番は、金成地区の田 13筆 5, 205.4㎡、いずれも、双方合意による基盤法による賃貸借権解約の6案件、

番号26番は、志波姫地区の田 1筆 1, 000㎡、贈与のための農地法第3条による賃貸借権解約の1案件、

番号27番は、志波姫地区の畑 1筆 1, 211㎡、

番号28番は、志波姫地区の田 2筆 2, 390㎡、いずれも、双方合意による農地法第3条による賃貸借権解約の2案件、

番号29番は、志波姫地区の田 2筆 1, 721㎡、

番号30番は、志波姫地区の田 5筆 6, 338㎡、

番号31番は、志波姫地区の田 1筆 500㎡、いずれも、双方合意による基盤法による賃貸借権解約の3案件、

第3区の番号32番は、栗駒地区の田 5筆 5, 144㎡、

番号33番は、栗駒地区の田 7筆 17, 113㎡、

番号34番は、栗駒地区の田 5筆 4, 889㎡、いずれも、双方合意による農地法第3条による賃貸借権解約の3案件、

番号35番は、栗駒地区の田 1筆 437㎡、売買のための基盤法による賃貸借権解約の1案件、

番号36番は、花山地区の田 1筆 609㎡、及び、畑 1筆 1, 176㎡、合計 1, 785㎡、双方合意による農地法第3条による賃貸借権解約の1案件、

以上、36案件を説明報告。

議長

これで、日程第4、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を終わります。

議長

日程第5、報告第2号 使用貸借権の解約通知について、を報告いたします。

第2区の番号1番の案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、若柳地区の田 34筆 27, 580㎡、及び、畑 5筆 2, 935㎡、合計 30, 515㎡、双方合意による農地法第3条による使用貸借権解約の1案件を説明報告。

議長

これで、日程第5、報告第2号 使用貸借権の解約通知について、報告を終わります

議長

日程第6、報告第3号 農地法第5条の規定による許可指令書の返納届について、を報告いたします。

第2区の番号1番・2番の2案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第2区の番号1番・2番は関連案件となり、いずれも所有権移転売買の案件で、番号1番は、金成地区の田 1筆 395㎡、申請地を購入後、業務用用地として転用し、工場を建設する計画で、平成31年3月12日付けで許可を得ておりましたが、その後、地盤調査により当該地が軟弱地盤であることが判明したため、事業計画の見直しが生じ、取り下げを願い出た旨の1案件、

番号2番は、金成地区の田 1筆 1,574㎡、転用目的及び許可書返納理由については、1番と同様であるため省略する旨の1案件、以上2案件を報告。

議長

これで、日程第6、報告第3号 農地法第5条の規定による許可指令書の返納届について、報告を終わります。

議長

日程第7、議案第1号 農地法第3条の規定による許可取消願について、を議題いたします。

第1区の番号1番の案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、所有権移転贈与の案件で、高清水地区の畑 1筆 480㎡、経営規模拡大のために所有権移転贈与する目的により令和2年9月29日付で許可をしておりましたが、本来は売買での申請となるところ、贈与と内容に誤りがあったため、許可の取消を願い出る旨の1案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可取消願についての、番号1番の案件は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第1号 農地法第3条の規定による許可取消願についての、番号1番の1案件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

日程第8、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から24番までの、24案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田 1筆 199㎡、

番号2番は、築館地区の田 1筆 276㎡、いずれも、相手方の要望による所有権移転売買の2案件、

番号3番は、築館地区の田 1筆 2,856㎡、耕作利便のためによる所有権移転売買の1案件、

番号4番は、築館地区の田 10筆 12,278㎡、及び畑 5筆 4,243㎡、合計 16,521㎡、

番号5番は、築館地区の田 2筆 1,748㎡、

番号6番は、築館地区の田 14筆 11,666㎡、及び畑 10筆 4,390㎡、合計 16,056㎡、いずれも、経営継承のための所有権移転贈与の3案件、

番号7番は、築館地区の田 3筆 5,206㎡、相手方の要望による賃貸借権設定の1案件、

番号8番は、高清水地区の田 1筆 1,530㎡、経営の合理化のための所有権移転売買の1案件、

番号9番は、高清水地区の田 4筆 5,060㎡、経営規模拡大のための所有権移転売買の1案件、

番号10番は、高清水地区の畑 1筆 1,052㎡、

番号11番は、高清水地区の畑 2筆 623㎡、いずれも、相手方の要望による所有権移転売買の2案件、

番号12番は、高清水地区の田 6筆 12,754㎡、経営規模拡大のための賃貸借権設定の1案件、

番号13番は、一迫地区の田 1筆 4,877㎡、及び畑 1筆 15,388㎡、合計 20,265㎡、

番号14番は、一迫地区の畑 1筆 142㎡、

番号15番は、一迫地区の畑 1筆 465㎡、いずれも、相手方の要望による所有権移転売買の3案件、

番号16番は、一迫地区の田 1筆 948㎡、経営規模拡大のための所有権移転売買の1案件、

番号17番は、一迫地区の田 1筆 1,014㎡、

番号18番は、一迫地区の田 1筆 1,552㎡、いずれも、耕作利便のためによる所有権移転贈与の2案件、

番号19番は、一迫地区の田 13筆 25,721㎡、及び畑 3筆 4,393㎡、合計 30,114㎡、経営継承のための使用貸借権設定の1案件、

番号20番は、瀬峰地区の田 8筆 6,051㎡、経営規模拡大のための所有権移転売買の1案件、

番号21番は、瀬峰地区の田 1筆 1,022㎡、耕作利便のためによる所有権移転売買の1案件、市外居住者の取得となるが、譲受人は既に申請地隣接に農地を所有しており、耕作している方であるため、詳細説明は省略。

番号22番は、瀬峰地区の田 1筆 409㎡、

番号23番は、瀬峰地区の田 1筆 284㎡、いずれも、相手方の要望による所有権移転贈与の2案件、

番号24番は、瀬峰地区の田 46筆 47,363㎡、及び畑 4筆 1,778㎡、合計 49,141㎡、経営継承のための使用貸借権設定の1案件、

以上、24案件の説明と全て許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、去る12月18日、議席番号11番 三浦 正勝 委員、農地利用最適化推進委員の 氏家 優一 委員、及び 鈴木 孝夫 委員が、現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、11番 三浦 正勝 委員から報告願います。

11番、三浦 正勝 委員

11番の三浦です。ただ今議長から指名がありましたので、報告いたします。

議案第2号については、去る12月18日の金曜日に4名にて、築館総合支所において書類審査を行い、その後現地確認を行いました。

案件が多いので多少まとめて報告させていただきます。

番号1番から3番につきましては、労力不足や耕作不便のための所有権移転売買の案件、4番から6番につきましては、同じ家族間の経営移譲による所有権移転贈与の案件、7番は、近隣農家が賃貸借権を設定する案件、8番から11番につきましては、労力不足のための所有権移転売買の案件、12番につきましては、労力不足による賃貸借権設定の案件、13番から16番につきましては、労力不足のため、所有権移転売買の案件、17番から18番につきましては、耕作利便のための所有権贈与の案件、19番

は、経営継承のための使用貸借権設定の案件であり、20番は耕作不便のための売買の案件ですが、許可に当たっては審査基準である全部効率利用要件や地域調和要件を勘案します、と特に問題がないものと判断しました。21番につきましては、先ほど事務局から説明があったとおり市外居住者の売買ですが、申請地の隣接に既に取得者の農地があり、取得することにより一体利用が図られるものと確認できましたので、許可に当たっては、特に問題がないものと判断しました。22番・23番は、労力不足、耕作不便のための所有権移転贈与の案件、24番は、経営継承のための使用貸借権設定の案件であり、許可に当たっては、全部効率利用要件や地域調和要件を勘案しますと、特に問題がないものと判断しました。

以上、24件につきまして、ご審議の程、よろしくお願いたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号25番から38番までの14案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号25番は、若柳地区の田 34筆 27, 580㎡、及び畑 5筆 2, 935㎡、合計 30, 515㎡、経営継承のための所有権移転贈与の1案件、番号26番は、若柳地区の田 1筆 134㎡、相手方の要望による賃貸借権設定の1案件、

番号27番は、若柳地区の田 3筆 8, 571㎡、及び畑 1筆 78㎡、合計 8, 649㎡、経営継承のための使用貸借権設定の1案件、

番号28番は、金成地区の畑 1筆 252㎡、

番号29番は、金成地区の田 2筆 297㎡、

番号30番は、金成地区の田 3筆 1, 559㎡、いずれも、経営規模拡大のための所有権移転売買の3案件、

番号31番は、金成地区の田 8筆 6, 233㎡、経営規模拡大のための賃貸借権設定の1案件、

番号32番は、志波姫地区の田 1筆 500㎡、

番号33番は、志波姫地区の田 2筆 953㎡、いずれも、経営規模拡大のための

所有権移転売買の2案件、

番号34番は、志波姫地区の田 1筆 1, 000㎡、相手方の要望による所有権移転贈与の1案件、

番号35番は、志波姫地区の田 1筆 3, 019㎡、及び畑 2筆 306㎡、合計 3, 325㎡、経営継承のための所有権移転贈与の1案件、

番号36番は、志波姫地区の田 2筆 2, 390㎡、経営の合理化による賃貸借権設定の1案件、

番号37番は、志波姫地区の畑 1筆 1, 211㎡、経営規模拡大のための賃貸借権設定の1案件、

番号38番は、志波姫地区の田 8筆 16, 431㎡、及び畑 4筆 1, 350㎡、合計 17, 781㎡、経営継承のための使用貸借権設定の1案件、

以上、14案件の説明と全て許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、去る12月21日、議席番号2番 佐藤 勝 委員、農地利用最適化推進委員の佐々木 剛 委員、及び鈴木 伸 委員が、現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、2番 佐藤 勝 委員から報告願います。

2番 佐藤 勝 委員

議案第2号、農地法第3条による許可申請については、去る12月21日の月曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号25番から38番の詳細につきましては、事務局から説明があったとおりですが、25番・28番・29番・30番・32番・33番・34番・35番は、労力不足や財産処分による売買や贈与、親子間の経営移譲による贈与となっており、許可に当たっては審査基準である全部効率利用要件や地域調和要件を勘案しますと特に問題がないものと判断しました。また、26番・27番・31番・36番・37番・38番につきましては、相手方の要望や経営継承、規模拡大、経営の合理化などが理由であり、許可に当たっては特に問題がないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号39番から42番までの、4案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号39番は、栗駒地区の田 1筆 437㎡、経営規模拡大のための所有権移転売買の1案件、

番号40番は、栗駒地区の田 4筆 9,200㎡、

番号41番は、栗駒地区の田 5筆 5,144㎡、いずれも、相手方の要望による賃貸借権設定の2案件、

番号42は、栗駒地区の田 1筆 1,112㎡、経営規模拡大のための賃貸借権設定の1案件、

以上、4件の説明と許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、去る12月21日、議席番号13番 芳賀 博秋 委員、農地利用最適化推進委員の 佐藤 憲一 委員、及び 高橋 茂 委員が、現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 憲一 推進委員から報告願います。

佐藤 憲一 推進委員

議案第1号については、去る12月21日の月曜日に4名にて、鶯沢総合支所において、書類審査を行いました。

番号39番から42番については、4件とも規模拡大と労力不足のためであり、いずれも、特に問題がないものと判断いたしました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から42番までの42案件は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から42番までの42案件は、原案のとおり、許可することに決定いたしました。

議長

日程第9、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。

第2区の番号1番・2番の2案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号1番は、金成地区の田 1筆 3,039㎡を業務用地として転用し、貸付用大型自動車の駐車場を造成するものでありますが、既に着手していることから、追認という形で始末書を提出させている。

農地区分は、周囲を山林、原野、雑種地等に囲まれた生産性の低い小集団農地であるため、第2種農地で取り扱う旨の1案件、

なお、本案件は3,000㎡を越えていますので、令和3年1月19日に開催される宮城県農業会議常設審議委員会において、意見聴取する案件となっている。

番号2番は、志波姫地区の畑 1筆 240㎡を住宅用地として転用し、自家用車用駐車場と物置を造成するものであります。

農地区分は、周囲を宅地等に囲まれた生産性の低い小集団農地であるため、第2種農地で取り扱う旨の1案件、

以上、2案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐々木 剛 推進委員から報告願います。

佐々木 剛 推進委員

議案第3号については、去る12月21日の月曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番については、詳細は、事務局から説明があったとおりで、事前着工でありますので、始末書を提出させたとのことでございます。

2番については、住宅に隣接しており生産性の低い野菜畑にも向かないような場所でありまして、道路に面して駐車場及び物置に最適な場所ということで転用の申請があったもので、特に問題はなく、許可してよいものと判断してまいりました。

以上、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号1番・2番の2案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号1番・2番の2案件は、原案を可とすることに決定しました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長

日程第10、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から3番までの、3案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、使用貸借権設定の案件で、築館地区の畑 6筆 497.92㎡を住宅用地として転用し、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものです。

農地区分は、周囲を宅地に囲まれた生産性の低い小集団農地となるので、第2種農地に該当する旨の1案件、

番号2番・3番は関連案件で、地上権設定の2案件となっており、2番は、築館地区の田 1筆 902㎡を業務用地として転用し、太陽光発電施設を設置して、売電収入を得るものであります。

番号3番は、築館地区の田 1筆 1,124㎡、転用目的等は2番と同様であるので省略、

農地区分は、いずれも、都市計画区域内で準工業地域に指定されている地域内の農地であるので、第3種農地に該当する旨の2案件、

以上、3案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、氏家 優一 推進委員から報告願います。

氏家 優一 推進委員

議案第4号については、去る12月18日の金曜日に4名にて、築館総合支所において、書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番については、現地確認をしますと、西側に住宅、北側・東側が畑に面しておりました。

その間に住宅を建設する計画でございます。汚水は下水道に排水するというので、周囲への影響もなく、転用許可に当たっては特に問題がないものと判断いたしました。

番号2番・3番の件については、現地確認をしますと地目は田ですが、第3種の農地になります。既に番号3番の隣接地には太陽光発電施設があり、そこに同じく太陽光発電施設を建設する計画であります。排水は既存の排水路に流すということなので、周辺農地には影響を与えないことを確認できましたので、転用許可に当たっては特に問題がないものと判断いたしました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号4番から6番までの、3案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号4番は、所有権移転売買の案件で、若柳地区の田 1筆 330㎡及び畑 2筆 416㎡、合計 746㎡を業務用地として転用し、太陽光発電施設を設置して、売電収入を得るものであります。

農地区分は、生産性の低い小集団農地ですので、第2種農地で取り扱う旨の1案件、番号5番は、賃貸借権設定の案件で、若柳地区の田 1筆 623㎡、及び畑 3筆 1,758㎡、合計 2,381㎡を業務用地として一時転用するもので、公共工事に伴う仮設現場事務所の設置及び駐車場を造成するものであります。

農地区分は、農地の広がりがある第1種農地に該当しますが、期間を限定しての一時転用なので、不許可の例外規定として取扱う旨の1案件、

番号6番は、所有権移転売買の案件で、志波姫地区の畑 1筆 2,727㎡を業務用地として転用し、自営業の来客用等駐車場を造成するものであります。

農地区分は、農地の広がりがある第1種農地に該当しますが、集落と接続していることから不許可の例外規定として取扱う旨の1案件、

以上、3案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐々木 剛 推進委員から報告願います。

佐々木 剛 推進委員

議案第4号については、去る12月21日の月曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行ってまいりました。

4番については、農地を取得して太陽光パネルを設置するというごさいます。場所は、河川堤防のすぐ隣で生産性の低い土地であり、隣接地には既に太陽光発電施設が設置されており、そこを拡張するという案件であります。

5番については、若柳地区幼保一体施設の建築造成のための工事用車両駐車場及び仮事務所を一時的に設置する案件でごさいます。

6番については、現在、居住者がなく空き家になっている家屋及び畑を活用するというごさいます。アパートや住宅に囲まれた生産性の低い土地で、事務局が説明した営業をしたいというごさいます。

いずれも、許可に当たっては、特に問題がないものと判断いたしました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号7番から9番までの、3案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号7番は、使用貸借権設定の案件で、栗駒地区の田 1筆 344㎡を、業務用地として転用し、自営業の工事用資材置場を造成であります。

なお、当該場所については、農地パトロールの際に発見した案件で、既に造成され工事用資材等が置かれていたことから、使用者に確認したところ、今後も資材等置場として使用したいということで、始末書の提出を求め、追認という形で今回の申請となったもの。

農地区分は、山林等の農地以外の土地に分断された生産性の低い小集団農地ですので、第2種農地に該当する旨の1案件、

番号8番は、使用貸借権設定の案件で、栗駒地区の田 1筆 1,969㎡のうち、103.5㎡を業務用地として一時転用するもので、携帯電話基地局の設置工事に伴う作業ヤードとして使用するものであります。

農地区分は、栗原市農業振興地域整備計画の農用地区域となっておりますが、転用期間が4ヶ月間の一時転用となるので、不許可の例外として取り扱う旨の1案件、

番号9番は、所有権移転贈与の案件で、鶯沢地区の田 1筆 459㎡を譲り受け、住宅用地として転用し、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものであります。

農地区分は、10ヘクタール以上の農地の広がりがある第1種農地に該当しますが、集落に接続しての転用であることから不許可の例外として取扱う旨の1案件、

以上、3案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、高橋 茂 推進委員から報告願います。

高橋 茂 推進委員

議案第4号については、去る12月21日の月曜日に鶯沢総合支所において、4名にて、書類審査及び現地確認を行ってまいりました。

7番については、詳細は事務局が説明したとおりですが、既に造成済みであることを確認し、現場に資材や工事看板等が置かれておりました。

8番・9番については、詳細は事務局が説明したとおりで、工事はこれからということでしたが、周囲には影響がないものと確認しました。

いずれも、許可に当たっては特に問題がないものと判断いたしました。
以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から9番までの9案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から9番までの9案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長

日程第11、議案第5号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限に該当する案件がありますので、はじめに、審議を行います。

第1区の番号5番を審議いたします。

議席番号10番 曾根 金雄 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後 2時29分) (10番 曾根 金雄 委員 退席)

議長

会議を再開いたします。(午後 2時29分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号5番は、築館地区の田 14筆 9, 899㎡、更新の賃貸借権設定である旨の1案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号5番の案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号5番の1案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号10番 曾根 金雄 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後 2時30分) (曾根 金雄 委員、着席)

議長

会議を再開いたします。(午後 2時31分)

次に、第1区の番号12番を審議いたします。

議席番号5番 遊佐 一成 委員は、議事参与の制限に当たりますので退席願います。

暫時休憩いたします。(午後 2時31分) (5番 遊佐 一成 委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後 2時31分)

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号12番は、一迫地区の田 4筆 9, 718㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号12番の案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号12番の1案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号5番 遊佐 一成 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後 2時32分) (遊佐 一成 委員、着席)

議長

会議を再開いたします。(午後 2時32分)

次に、第1区の番号15番を審議いたします。

議席番号20番 三浦 栄 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後 2時33分) (20番 三浦 栄 委員 退席)

議長

会議を再開いたします。(午後 2時33分)

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号15番は、一迫地区の田 1筆 2, 079㎡、更新の使用貸借権設定である旨の1案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号15番の案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号15番の1案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号20番 三浦 栄 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後 2時34分) (三浦 栄 委員、着席)

会議開始から1時間以上が経過しましたので、ここで、午後2時45分まで、休憩いたします。(休憩：午後2時34分から2時45分まで)

議長

会議を再開いたします。(午後 2時45分)

次に、第2区の番号45番を審議いたします。

議席番号18番 高橋 榮一 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後 2時45分) (18番 高橋 榮一 委員、退席)

議長

会議を再開いたします。(午後 2時46分)
それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号45番は、金成地区の田 25筆 23, 470㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号45番の案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号45番の1案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号18番 高橋 榮一 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後 2時47分) (高橋 榮一 委員、着席)

議長

会議を再開いたします。(午後 2時48分)

次に、第2区の番号46番から49番までの4案件を審議いたします。

議席番号 2番 佐藤 勝 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後 2時48分) (2番 佐藤 勝 委員、退席)

議長

会議を再開いたします。(午後 2時49分)
それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号46番は、金成地区の田 8筆 4, 537㎡、
番号47番は、金成地区の田 1筆 3, 285㎡、
番号48番は、金成地区の田 3筆 2, 574㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定
である旨の3案件、
番号49番は、金成地区の田 9筆 5, 710㎡、更新の賃貸借権設定である旨の
1案件、
以上、4案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。
それでは、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号46番から49番まで
の4案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。
よって、日程第11、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号46番から
49番までの4案件は、原案を可とすることに決定いたしました。
なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号
2番 佐藤 勝 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後 2時49分) (佐藤 勝 委員、着席)

議長

会議を再開いたします。(午後 2時50分)

次に、第1区の番号1番から4番までの4案件、番号6番から11番までの6案件、番号13番・14番の2案件、及び番号16番から26番までの11案件、合わせて、23案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田 5筆 8, 189㎡、所有権移転売買である旨の1案件、

番号2番は、築館地区の田 7筆 20, 361㎡、及び畑 1筆 5, 912㎡、合計 26, 273㎡、

番号3番は、築館地区の田 1筆 3, 393㎡、

番号4番は、築館地区の田 2筆 2, 037㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の3案件、

番号6番は、築館地区の田 2筆 4, 939㎡、更新の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号7番は、高清水地区の田 3筆 2, 291㎡、

番号8番は、高清水地区の田 2筆 1, 188㎡、

番号9番は、高清水地区の田 2筆 705㎡、いずれも、所有権移転売買である旨の3案件、

番号10番は、高清水地区の田 1筆 9, 898㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号11番は、高清水地区の田 8筆 9, 745㎡、更新の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号13番は、一迫地区の田 8筆 4, 933㎡、及び畑 1筆 5, 912㎡、合計 26, 273㎡、

番号14番は、一迫地区の田 4筆 8, 205㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の2案件、

番号16番は、一迫地区の田 1筆 2, 267㎡、

番号17番は、一迫地区の田 7筆 19, 908㎡、

番号18番は、一迫地区の田 12筆 18, 808㎡、

番号19番は、一迫地区の田 6筆 13, 090㎡、

番号20番は、一迫地区の田 1筆 209㎡、

番号21番は、一迫地区の田 8筆 14, 587㎡、いずれも、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の6案件、

番号22番は、瀬峰地区の田 5筆 1, 846㎡、所有権移転売買である旨の1案件、

番号23番は、瀬峰地区の田 2筆 2, 096㎡、
番号24番は、瀬峰地区の田 9筆 7, 239㎡、及び畑 6筆 4, 292.9
㎡、合計 11, 531.9㎡、
番号25番は、瀬峰地区の田 3筆 3, 055㎡、
番号26番は、瀬峰地区の田 10筆 6, 517㎡、いずれも、新規の賃貸借権設
定である旨の4案件、
以上、23案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号27番から44番までの18案件、及び、番号50番から56番
までの7案件、合わせて、25案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号27番は、若柳地区の田 1筆 974㎡、
番号28番は、若柳地区の田 1筆 1, 014㎡、
番号29番は、若柳地区の田 8筆 6, 945㎡、いずれも、所有権移転売買の3
案件、
番号30番は、若柳地区の田 3筆 3, 176㎡、
番号31番は、若柳地区の田 5筆 3, 177㎡、
番号32番は、若柳地区の田 4筆 1, 483㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定
である旨の3案件、
番号33番は、若柳地区の田 9筆 6, 289㎡、
番号34番は、若柳地区の田 12筆 7, 496㎡及び畑 1筆 1, 504㎡、
合計 9, 000㎡、
番号35番は、若柳地区の田 11筆 16, 370㎡及び畑 4筆 1, 374㎡、
合計 17, 744㎡、
番号36番は、若柳地区の田 15筆 10, 905㎡、及び志波姫地区の田 7筆
9, 057㎡、合計 19, 962㎡、
番号37番は、若柳地区の田 14筆 13, 451㎡、及び志波姫地区の田 2筆
1, 939㎡、合計 15, 390㎡、

番号38番は、若柳地区の田 28筆 19,331㎡、畑 6筆 4,001㎡、及び、志波姫地区の田 1筆 1,125㎡、合計 24,457㎡、いずれも、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の6案件、

番号39番は、若柳地区の田 12筆 12,013㎡、及び志波姫地区の田 2筆 918㎡、合計 12,931㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号40番は、金成地区の田 15筆 5,318.4㎡、

番号41番は、金成地区の田 2筆 1,200㎡、

番号42番は、金成地区の田 3筆 1,502㎡、いずれも、所有権移転売買である旨の3案件、

番号43番は、金成地区の田 13筆 9,464㎡、

番号44番は、金成地区の田 33筆 28,931㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の2案件、

番号50番は、志波姫地区の田 3筆 4,004㎡、

番号51番は、志波姫地区の田 6筆 14,348㎡、

番号52番は、志波姫地区の田 5筆 6,613㎡、

番号53番は、志波姫地区の畑 1筆 168㎡、

番号54番は、志波姫地区の田 17筆 15,656㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の5案件、

番号55番は、志波姫地区の田 13筆 21,936.8㎡、及び畑 1筆 3,583㎡、合計 25,519.8㎡、

番号56番は、志波姫地区の田 1筆 3,962㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の2案件、

以上、25案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号57番から66までの10案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号57番は、栗駒地区の田 4筆 7,728㎡、

番号58番は、栗駒地区の田 2筆 5,976㎡、

番号59番は、栗駒地区の田 2筆 1,763㎡、
番号60番は、栗駒地区の田 2筆 5,850㎡、
番号61番は、栗駒地区の田 1筆 802㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の5案件、
番号62番は、鶯沢地区の田 4筆 8,145㎡、
番号63番は、鶯沢地区の田 12筆 28,044㎡、
番号64番は、鶯沢地区の田 1筆 518㎡、
番号65番は、栗駒地区の田 2筆 491㎡及び鶯沢地区の田 9筆 5,320㎡、合計 5,811㎡、
番号66番は、鶯沢地区の田 5筆 11,913㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の5案件
以上、10案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

それでは、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号1番から4番までの4案件、番号6番から11番までの6案件、番号13番・14番の2案件、番号16番から44番までの29案件、及び番号50番から66番までの17案件、合わせて58案件については、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号1番から4番までの4案件、番号6番から11番までの6案件、番号13番・14番の2案件、番号16番から44番までの29案件、及び番号50番から66番までの17案件、合わせて58案件については、原案を可とすることに、決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

日程第12、議案第6号 非農地証明願について、を議題といたします。
はじめに、第1区の番号1番から5番までの5案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の畑 1筆 10㎡、願出地は、昭和43年頃に近隣店舗への進入路及び宅道として整備され、現在に至るものであり、宅地への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号2番は、築館地区の畑 1筆 1,023㎡、願出地は、昭和50年頃から労力不足により耕作できなくなり、その後、徐々に山林化し、現在に至るものであり、山林への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号3番は、築館地区の田 3筆 12,112㎡及び畑 1筆 1,417㎡、合計 13,529㎡、願出地は、平成12年頃から労力不足により耕作できなくなり、その後、原野化し、現在に至るものであり、原野への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号4番は、築館地区の田 1筆 2,835㎡、願出地は、昭和63年頃から近隣の墓地の駐車場として利用され常態化し現在に至るものであり、雑種地への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号5番は、一迫地区の田 1筆 587㎡、願出地は、平成3年頃から労力不足により耕作できなくなり、その後、原野化し、現在に至るものであり、原野への地目変更を願い出た旨の1案件、

以上、5案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、鈴木 孝夫 推進委員から報告願います。

鈴木 孝夫 推進委員

議案第6号、非農地証明願については、去る12月18日の金曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番の案件の詳細については、事務局から説明があったとおりで、現地を確認しますと、参考資料18ページの現況写真のとおり、昭和43年頃から近隣店舗や駐車場の進入路に整備され現在に至ったものです。許可に当たっては特に問題がないものと判断いたしました。

2番の案件についても事務局から説明があったとおりですが、積雪量が多く森林から落ちた雪だまりで、現地に行けませんでした。参考資料23ページの現況写真を見ただけですと、昭和50年頃から労力不足で耕作が出来なくなり、山林化して現在に至るもので、農地に復旧することは難しいと判断いたしました。許可に当たっては、特に問題がないものと判断いたしました。

3番の案件についても事務局から説明があったとおりですが、積雪量が多く途中から除雪されておらず道幅が分からなかったため、現地には行けませんでした。

参考資料28・29ページの現況写真を見ていただきますと、平成12年頃から労力不足で耕作が出来なくなり、原野化したもので、農地に復旧することは難しいと判断いたしました。許可に当たっては、特に問題がないものと判断いたしました。

4番の案件についても事務局から説明があったとおりで、現地を確認しますと、参考資料34ページの現況写真、35ページの航空写真のとおり下宮野の墓地の向い、築館から栗駒線道路に面する場所ですが、駐車場に整備されており近隣の墓地駐車場と思われ、ほとんどの人が駐車していました。転用された昭和63年頃から現在に至るものがあります。許可に当たっては、特に問題がないものと判断いたしました。

5番の案件についても事務局から説明があったとおりで、現地を確認しますと、参考資料39ページの現況写真のとおり平成3年頃から労力不足で耕作が出来なくなり、原野化したもので、農地に復旧することは難しいと判断いたしました。許可に当たっては、特に問題がないものと判断いたしました。

以上、1番から5番について、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号6番・7番の2案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号6番・7番は関連案件となっており、番号6番は、若柳地区の畑 2筆 104㎡、願出地は、昭和38年頃から住居の進入路として使用され、現在に至るものであり、雑種地への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号7番は、若柳地区の畑 1筆 8㎡、願出地は、昭和54年頃から地域の生活道路の一部として利用されて現在に至るものであり、雑種地への地目変更を願い出た旨の1案件、

以上、2案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、鈴木伸推進委員から報告願います。

鈴木 伸 推進委員

議案第6号については、去る12月21日の月曜日に4名にて書類審査及び現地確認を行いました。

番号6番の件については、現地を確認いたしますと、現地写真のとおり住居の接続道として使用されていることが確認できました。

番号7番の件につきましても、地域生活道路の一部に利用されていることが確認できました。

6番・7番ともに農地に復元するのは困難だと考えますので、許可に当たっては、特に問題ないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号8番から10番までの3案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号8番は、栗駒地区の田 1筆 1, 105㎡、願出地は、昭和49年頃に事務所及び倉庫を建築し、それ以降、宅地敷きとして利用され、現在に至るものであり、宅地への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号9番は、鶯沢地区の田 1筆 535㎡、願出地は、昭和50年に隣接地に居宅を建築した際に宅地への通路及び庭として造成し、現在に至るものであり、宅地への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号10番は、花山地区の田 2筆 913㎡、願出地は、平成13年頃から労力不足により耕作できなくなり、その後、原野化し、現在に至るものであり、原野への地目変更を願い出た旨の1案件、

以上、3案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、13番 芳賀 博秋 委員から報告願います。

13番 芳賀 博秋 委員

議案第6号については、去る12月21日の月曜日に4名にて3案件について、書類審査及び現地確認を行いました。

番号8番については、参考資料18・19ページの位置図と公図を対比して見れば、図上の宅地58-3と願出地55-3に建造物がコの字型に一体化して現存しております。また、構造物の前面は一部敷き砂利、一部アスファルト舗装が施されておりました。現在は営業の痕跡が見当たらない状況であります。併せまして建物の利用度も非常に低いと確認してきました。これらにより農地に復元することは困難であろうと思うことから、許可に当たっては認めることが妥当であると判断してまいりました。

9番については、参考資料11ページの公図上で願出地47-1、ここだけを見ていただきますと535㎡でございます。現状は、宅地前の進入路と庭としての利用でございまして、生活環境としては良好なことが確認できました。参考資料15ページの現況写真を見ていただいても結構かなと思います。また、周辺の農地は良好な農用地で現に耕作されており、願出地からの環境影響はないものと確認してまいりました。よって、こちらも農地に復元することは困難なために、許可に当たっては認めることが妥当であると判断してまいりました。

10番については、道路に接している願出地の2箇所に関して20年ほど前から耕作をやめたようで、現地は積雪があり、詳細まで確認できませんでしたが、参考資料25ページと26ページの現況写真及び航空写真で確認しますと、荒廃化が進んでいることを物語っているものと思われまます。また、願出地の周辺は山林で囲まれておりました。日照、気候、水利などの耕作条件等を勘案してみましても農地に復元することは難しいと考えますので、許可に当たっては、特に問題ないものと判断いたしました。

以上、3件についてご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第6号 非農地証明願についての、番号1番から10番までの10案件は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第12、議案第6号 非農地証明願についての、番号1番から10番までの10案件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

日程第13、議案第7号 農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。

第1区の番号1番の1案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

はじめに、本日審議いただく案件については、令和2年12月8日付で、市長から当委員会会長宛に諮問されたものであります。

農用地利用計画の今回の変更面積については、農用地から農業用施設用地への用途区分の変更で、133.75aとなっております。用途変更の案件のみですので、全体の面積についての増減はございません。

諮問におきましては、他法令との調整がなされた実現可能かつ具体的な転用計画があるか、について意見を求められております。

番号1番、築館1は、用途変更申出の案件で、築館地区の田3筆13,375㎡、事業計画者の所有する焼却施設からの焼却熱を利用し、コーヒー豆の栽培を行うため、栽培用の鉄骨ハウス19棟、資機材置場、駐車場及び通路を建築造成するため、農用地から農業用施設用地への用途区分の変更である旨の1案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、11番 三浦 正勝 委員から報告願います。

11番 三浦 正勝 委員

議案第7号、農業振興地域整備計画の用途区分の変更については、去る12月18日の金曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

1番の案件については、議案書96ページの用途区分変更の意見書に記載のとおり、面積13,375㎡の農振農用地及び周囲の農地を活用し、鉄骨ハウス19棟、資材置場、駐車場、通路を整備しコーヒー豆を栽培するものです。

現地を確認しますと、現在は休耕田となっており、当日は積雪のため全体の確認は出来ませんでした。雑草が生い茂っている状態でした。優良農地としての広がりはあるものの農業用施設としての用途であり、周辺農地に特段影響を与えるものではないと判断いたしました。また、他の土地利用規制もないため他法令との調整に問題がなく実現

可能かつ具体的な転用計画であると判断しましたので報告いたします。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第7号 農業振興地域整備計画の変更についての、番号1番の案件は、問題なしと意見を附し、栗原市長に通知することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第13、議案第7号 農業振興地域整備計画の変更についての、番号1番の案件は、問題なしと意見を附し、栗原市長に通知することに決定いたしました。

議長（会長）

以上をもちまして、会議案件は全て議了いたしました。

これで、令和2年 第13回 栗原市農業委員会総会を閉会いたします。

ご起立願います。ご苦労様でした。

< 午後 3時 28分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員